相続関係図

相続人が１人でもかけている遺産分割協議は、無効となります。相続人および相続分を明らかにするために相続関係図を作っておくと便利です。

┃必要な書類

被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍・改正原戸籍謄本

被相続人の最後の住所地を証明する書面（住民票の除票）

相続人全員の戸籍謄本

相続人全員の住民票

┃手順

戸籍（除籍・改正原戸籍）謄本内容を確認し、法定相続人を確定します。

例えば、被相続人が、養子縁組をしていたり、前の配偶者との間に子がいたりすることが発覚した場合などは、現在把握している相続人とは違う、思わぬ相続人を発見することがあります。

なお、家庭裁判所によって遺産分割調停乃至遺産分割審判を行う際には、上記の必要な書類および相続関係図は必ず提出しなければなりませんので、事前に作成しておくことをお勧めします。

相続関係図

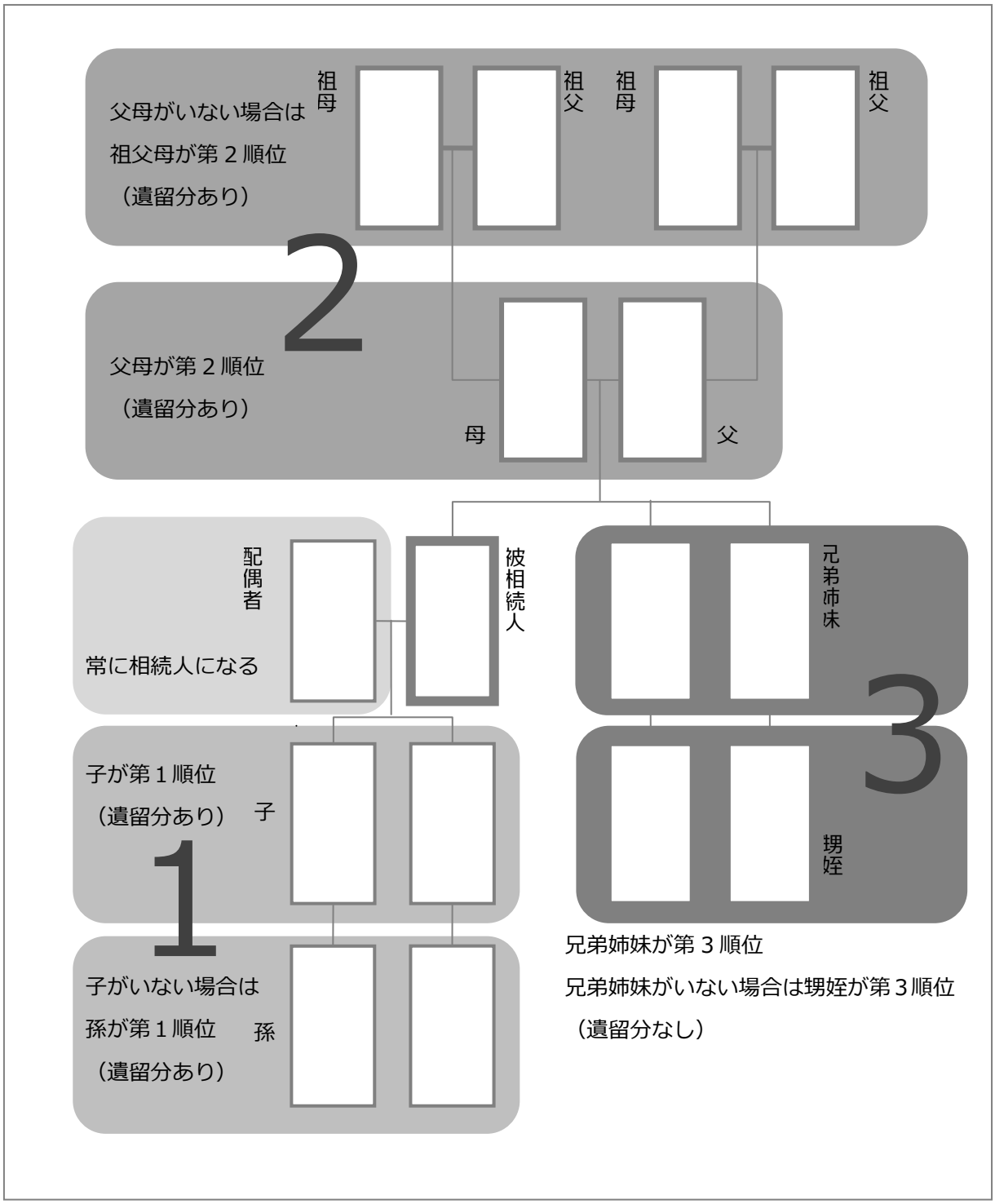
祖母
祖父
祖母
祖父
父母がいない場合は
祖父母が第２順位
（遺留分あり）
2
父母が第２順位
（遺留分あり）
母
父
配偶者
被相続人
常に相続人になる
兄弟姉妹
3
子が第１順位
（遺留分あり）
子
1
甥姪
子がいない場合は
孫が第１順位
（遺留分あり）
孫
兄弟姉妹が第３順位
兄弟姉妹がいない場合は甥姪が第３順位
（遺留分なし）

相続関係図

相続人が配偶者と子の場合

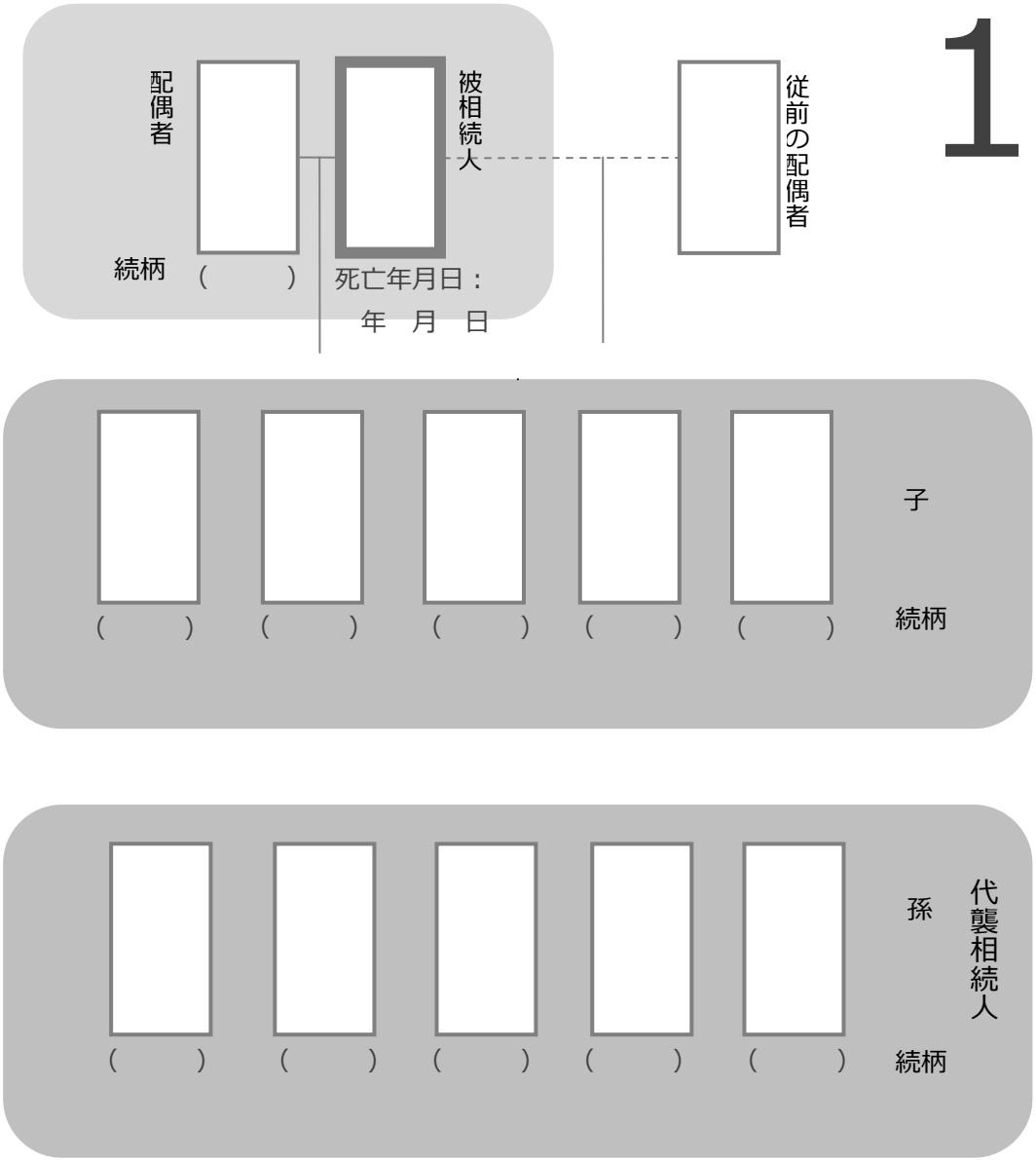

POINT

- 配偶者は、常に相続人になります。従前の配偶者（前妻・前夫）は相続人にはあたりません。
- 子は、第一順位の相続人となります。従前の配偶者との間の子や養子も相続人になります。
  相続開始前に死亡している相続人に、子（被相続人にとっては孫）がいる場合は、その者も代襲相続人として相続人になります。

※相続人の名前（フルネーム）および続柄（長男・長女、養子）を書きましょう。

※相続人が相続開始前に死亡している場合は、死亡年月日も書きましょう。

相続人リスト

Ⅰ　相続人

No.	氏名（ふりがな）	住所	連絡先	続柄	法定相続分	遺留分	備考

Ⅱ　その他関係者（受遺者、法定代理人、財産管理人等）

No.	氏名（ふりがな）	住所	連絡先	関係性	備考